

地方独立行政法人京都市産業技術研究所運営費交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人法第42条の規定に基づく、地方独立行政法人京都市産業技術研究所運営費交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 交付金の交付対象は、地方独立行政法人法に基づき、地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下「法人」という。）が行う業務の人件費や一般管理費等の財源に充てるための経費とする。

(交付金の額)

第3条 交付金の額は、毎年度予算の範囲内において交付する。

(交付の申請)

第4条 法人は、以下の申請書類を期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書（第1号様式）
- (2) 運営費所要額調（第2号様式）
- (3) その他市長等が必要とするもの

2 交付の申請期日は、事業開始日の属する前年度の3月末日までとする。

(交付決定通知)

第5条 交付金の決定通知は、交付金交付決定通知書（第3号様式）によるものとする。

(標準処理期間)

第6条 市長は、第4条による申請が到達してから14日以内に第5条の決定をするものとする。

(交付金の交付)

第7条 この交付金は、法人からの請求により交付をするものとする。

2 法人は、交付金交付決定通知書を受領後、請求書により交付金の請求をするものとする。

(交付の変更申請)

第8条 法人は、第5条の規定による交付決定通知を受けた後、事業内容等の変更により、申請した金額を変更しようとするときは、交付金変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要に応じて前項の申請に係る資料の提出を法人に求めることができる。

(交付の変更決定通知)

第9条 市長は、前条第1項の申請により、変更の必要を認めるときは、交付金変更交付決定通知書（第5号様式）により通知する。

附則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

(第1号様式)

〇〇年〇月〇日

京都市長 〇〇 〇〇

地方独立行政法人京都市産業技術研究所

理事長 〇〇 〇〇

地方独立行政法人京都市産業技術研究所運営費交付金交付申請書
(〇〇年度分)

下記のとおり地方独立行政法人京都市産業技術研究所運営費交付金の交付を申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 添付資料 運営費所要額調

(第2号様式)

運営費所要額調

<収入>

(単位：千円)

区 分	〇〇年度予算 (案)	〇〇年度予算	増減 (前年度比)
運営費交付金			
補助金収入			
使用料手数料収入			
競争的資金等外部資金			
研修受講料収入			
その他収入			
収 入 計			

<支出>

(単位：千円)

区 分	〇〇年度予算 (案)	〇〇年度予算	増減 (前年度比)
人件費			
研究業務費			
一般管理費			
その他支出			
支 出 計			

(第3号様式)

京都市指令産新第〇〇号

〇〇年〇月〇日

地方独立行政法人京都市産業技術研究所

理事長 〇〇 〇〇様

京都市長 〇〇 〇〇

地方独立行政法人京都市産業技術研究所運営費交付金交付決定通知書

(〇〇年度分)

〇〇年〇月〇日付けで申請のありました交付金について、下記のとおり交付することを決定しましたので、通知します。

記

交付決定額 金

円

以上

(第4号様式)

〇〇年〇月〇日

京都市長 〇〇 〇〇

地方独立行政法人京都市産業技術研究所

理事長 〇〇 〇〇

地方独立行政法人京都市産業技術研究所運営費交付金変更承認申請書
(〇〇年度分)

〇〇年〇月〇日付け京都市指令産新第〇〇号で交付決定通知があった地方独立行政法人京都市産業技術研究所運営費交付金について、下記のとおり変更したいので、地方独立行政法人京都市産業技術研究所運営費交付金交付要綱第8条の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

(第5号様式)

京都市指令産新第〇〇号

〇〇年〇月〇日

地方独立行政法人京都市産業技術研究所

理事長 〇〇 〇〇様

京都市長 〇〇 〇〇

地方独立行政法人京都市産業技術研究所運営費交付金変更交付決定通知書

(〇〇年度分)

〇〇年〇月〇日付けで申請のありました交付金の変更承認申請について、下記のとおり承認することを決定しましたので、通知します。

記

交付決定額 金

円

以上